

特定健康診査未受診者勧奨及び特定保健指導未利用者勧奨 業務委託仕様書

この仕様書は、磐田市（以下「甲」という。）が委託する特定健康診査未受診者勧奨及び特定保健指導未利用者勧奨業務委託の概要について示すものである。

業務受託者（以下「乙」という。）は、この仕様書の記載事項を遵守し、常に誠実に業務の遂行に努めなければならない。

- 1 業務名 特定健康診査未受診者勧奨及び特定保健指導未利用者勧奨業務委託
- 2 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- 3 目的

磐田市が第4期特定健康診査等実施計画において設定した受診率の目標値を達成するため、データを活用した特定健診未受診者等に向けた効率的・効果的な受診率向上策を実施し、被保険者の健康増進と医療費の適正化を図る。データを活用した受診勧奨業務は、委託趣旨の理解度、専門的な能力、高度な技術力等のノウハウを有した事業者の募集を行うものである。また、健診受診後の特定保健指導においても一貫した対象者勧奨を実施するため、特定保健指導未利用者勧奨の業務を合わせて委託する。

- 4 委託業務 甲は乙へ次の(1)、(2)及び(3)のとおり業務を委託する。

(1) 特定健康診査未受診者勧奨

① データ分析業務

乙は甲が提供するデータ等について、乙が効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。

データの提供は原則として、甲から乙へLGWANを通じ提供するものとする。

ア データ分析を可能にするためのデータ加工業務

甲から提供される各データファイルを統合し、可能な限り欠損している値に関してはそれを埋める等、データ分析が可能になる状態にデータ加工する作業を行う。

イ 受診勧奨すべき対象者の特定業務

データ分析は健診対象者ごとの健診受診予測値等（受診確率）を算出し、優先勧奨者リスト（優先順位順）を作成し、甲へデータで納品する。

ウ 対象者の分類分け

イにより特定した「受診勧奨すべき対象者」を、健康意識等のデータを分析し、対象者の特徴別に5つ以上のグループに分類する。

エ 受診勧奨対象者の決定業務

健診対象者の健診受診の予測値等（受診確率）及び健康意識等による個別特徴を加味し、通知勧奨の対象人数に合わせて、受診勧奨すべき対象者を特定し、その対象者が属するグループに適した受診勧奨メッセージを作成する。これに甲の合意をもって、受診勧奨対象者を最終決定する。

② 通知による特定健診受診勧奨業務

乙は①に定めるデータ分析の結果を基に、次のとおり受診勧奨を実施する。

ア 概要

対象者は分析結果より特定した受診勧奨者のうち、甲が合意した者
通知物は対象者の特徴別に分けたグループごとの5種類以上とする。
なお、特定健康診査時期等を鑑み、最適時期に2回以上通知を送付する。
送付数量は1回目15,000通、2回目16,000通の計31,000通を予定する。

イ 通知物の印刷

甲が提供する情報を基に送付対象者の郵便番号、住所、宛名を記載し
通知物を圧着形式のはがき、リーフレット、封書等の形式で印刷する。

ウ 受診勧奨用資材のデザイン

対象者の特性に合わせた個別具体的な勧奨メッセージを記載し、受け取った対象者にとって目につきやすいように工夫すること。
デザインはナッジ理論等を用いて、対象者の受診行動を促進できるようなものを作成し、デザイン案は、5種類以上を基本とする。
乙が示したデザイン案に対し、甲から 改変要望がある場合は、乙と甲の間で別途協議を行い、乙は作業・費用等に支障がない場合に限り甲の改変要望に応じた上で、デザインの確定とする。

エ 通知物の宛名印字

宛名印字に関しては甲の意向により漢字又はカナ印字にて行う。
乙の指定する形式の外字ファイルを提供できる場合、外字への変換を対応する。漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。この際、転居情報等は、甲が提供する情報に全て反映

されているものとする。

オ 受診勧奨対象者の最終決定

健診受診者等の除外対象者となる情報より、最終勧奨対象者に発送する。除外対象者情報は、原則、発送日の約 2 週間前までに甲が乙へ提供する。

カ サンプル納品

通知物発送後速やかに、甲に対し各 10 部のサンプルを納品する。

甲が追加でサンプルが必要な場合は、乙が有償で提供するものとする。

その際は通知物の印字発送の料金から郵送料を抜いた料金とする。

(2) 特定保健指導未利用者勧奨

乙は、特定健康診査を受診した結果、特定保健指導対象者と判定されながら特定保健指導を受けていない、受ける予約をしていない者に対する利用勧奨通知をデザインし、印刷後、甲に納品する。（送付は甲において宛名印字を行い、郵送する。）なお、通知物の内容は、動機付け支援・積極的支援、それぞれの初めて対象となった者・過去にも対象者となったことのある者等の、それぞれの特性に合わせた効果的なメッセージを込めた複数のデザインを提案すること。また、未利用者勧奨によって特定保健指導を利用した者が行動変容につながるよう ICT を活用した健康情報等のコンテンツ配信等を行い、初回面接利用者及び終了者の増加、アウトカム評価のポイント獲得ができるよう継続的な介入支援を目的とした事業とする。

① 通知物の内容

通知物は圧着はがきでの作成を想定しており、記載内容はナッジ理論の手法を活用し、特定保健指導の利用を促す通知書の資材を作成すること。なお、通知物は対象歴、特定保健指導区分等に応じて対象分類した内容とする。

ア 通知物の校正

印刷内容は甲に事前に校正の確認を行う。乙は内容修正を実施する。

イ 通知物の印刷

校了後、通知物を印刷し現物を納品するとともに、入稿データを甲へ提供する

② ICT の活用

健康情報等のコンテンツ配信等特定保健指導実施期間中、目標達成に向けた行動変容につながり、取組の継続支援となる介入についてICTを活用し行う。
なお、特定保健指導は甲が行う。

(3) 報告及びその他業務

乙は委託期間中、以下の報告等を行う。

① 報告業務

委託期間が終了するまでに、委託期間中の最新の受診結果データに基づく、受診勧奨事業実施による受診率の変化等（全体受診率・過去健診経験者受診率・過去健診未経験者受診率を年間及び月別の集計を含む。）について効果検証を実施し、その結果を甲に対し報告を行う。報告に必要なデータは、甲から乙へ直接提供する。

上記効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、甲に提案を行う。

特定保健指導利用勧奨について、結果報告を行う。事業実施内容のほか、利用者数等を取りまとめる。

② その他必要とされる業務

乙は甲の取り組み状況に応じて必要と考えられる事業を提案し、甲との同意のもと実施する。この契約内容に定めのない事業の実施を検討する場合は、甲及び乙の協議にて単価等を設定し実施する。

5 個人情報の保護、秘密の保持及び個人情報の廃棄等

- (1) 乙は、業務上知り得た情報は、いかなる理由があっても、第三者に漏えい又は提供してはならない。また、従事者の離職、業務期間満了後も同様である。
- (2) 乙は、業務上知り得た情報を業務遂行以外の目的に使用してはならない。
- (3) 乙は、本業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせる場合、その委託先又は請負先に対しても、その業務にあたり仕様書の規定を遵守する必要があることを周知しなくてはならない。
- (4) 甲が提供した業務処理マニュアル等は、乙の責任により管理し、契約終了の際には甲に引き継がなければならない。
- (5) 乙は、業務に従事する者に対して、定期的に個人情報保護等に関する遵守状

況を確認しなければならない。

- (6) 甲は個人情報の保護管理状況等について随時報告を求めることができる。
- (7) 乙は、従事者から秘密保持等の適正な取扱いに関する誓約書を提出させ、一部を甲に提出すること。
- (8) 乙は、この契約による業務のために甲から引き渡された個人情報（乙が自ら収集した個人情報を除く。）が記録された資料、媒体等を、この契約の有効期間終了後 6 ヶ月以内に廃棄（第三者へ廃棄を委託する場合を含む。）する。ただし、乙は、甲からの期末報告書の再出力等の追加業務への対応等のために必要と判断した場合、当該期間経過後も必要かつ合理的な期間、当該資料または媒体等を保持する。この場合であっても、甲が廃棄を指示した場合、乙は直ちに当該資料、媒体等を廃棄する。なお、この規定は、本契約における他の規定に優先して適用されるものとする。

6 成果物の帰属と引継ぎ

- (1) 業務の実施により作成された成果物（乙及び従事者が履行期間中に作成又は取得した作業手順、作業方法等に関する資料等を含む）は、すべて甲に帰属する。
- (2) 委託契約には、委託業者変更に伴う引き継ぎ業務を含むものとし、乙は、履行期間が満了するまでの間に、甲又は甲が指定する第三者に、責任を持って、そのすべてを引き継ぐものとする。
- (3) 業務の引継ぎに要する経費は、乙が負担するものとする。

7 再委託の禁止

受託者は、委託業務を一括して再委託してはならない。

8 危機管理

乙は、業務遂行の上の事故や障害が発生した場合、また災害などの緊急事態が発生した場合においても、委託業務の遂行に支障をきたすことがないように、十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。

9 その他

この使用に定めがない事項又はこの仕様に疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。